

学校経営のポイント

“中教審答申”をふまえた各学校の取組みを

若井 彌一

去る10月7日、中央教育審議会(以下、「中教審」という)は、「初等中等教育における当面の教育課程及び指導の充実・改善方策について」と題する答申を文部科学大臣に対して行った。

混乱を防ぎ「指導要領」の趣旨を徹底

小・中学校の新学習指導要領が昨年4月より全面実施されてから1年あまりが過ぎ、高等学校の新学習指導要領も本年4月から学年進行により実施に移されている。

まだ始まったばかりの新学習指導要領の実施なのであるが、このたびの中教審答申は、その流れとの関連でとらえると、新学習指導要領の趣旨を変更するか修正する意図によるものではない。

一部マスコミ等で大々的に取り沙汰されてきた児童・生徒等の「学力低下」問題を当然にも意識してはいるが、その批判を受けて新学習指導要領のねらいとしている「生きる力」の育成という基本的な方向を軌道修正しようというものではない。

答申が、その前文において「本審議会としては、子どもたちに基礎・基本を徹底し、『生きる力』をはぐくむことを基本的なねらいとする新学習指導要領の更なる定着を進め、そのねらいの一層の実現を引き続き図ることが必要であるとの結論に達した」と述べているとおりである。

中教審の答申は、手続き的には文部科学大臣からの「諮問」に対する意見の具申であり、教育関係者やさらに広く国民一般に対して呼びかけをするという趣旨の文書ではない。

現行の中教審は、法律の規定により置かれる審議会ではなく、政令である文部科学省組織令(平成12年6月7日公布、政令第251号)に基づいて本省に置かれる3つの審議会(中央教育審議会、教科

用図書検定調査審議会、大学設置・学校法人審議会 第85条)の1つである。そして、今回の答申は、手続き的にみれば「文部科学省の長」としての文部科学大臣(文部科学省設置法第2条第2項)に、新学習指導要領に基づく各学校の教育課程及び指導の充実・改善方策についての要諦を進言したものである。

この答申をどのように扱うかについての政令上の制約的規定は存在しない。しかし、答申事項(内容)については、それが最大限「尊重」される形で文教施策に反映され、具体化されてきている。したがって、今回の答申についても同様の扱いがされていくことは確実である。

学習意欲の向上と「確かな学力」定着

今回の答申では、学習指導要領の「基準性」すなわち明示されている共通に指導すべき内容を確実に指導したうえで、子どもの実態をふまえ、明示されていない内容を加えて指導することも可能という性格を明確にした。

内容的にみれば、今回初めてこの基準性が明確にされたのではなく、これまでの文部省・文部科学省見解をあらためて明示したものである。

答申では、「生きる力」を知の側面からとらえた「確かな学力」の確実な育成を「当面取り組むべき課題」と位置づけ、そのためにとくに児童・生徒の学習意欲の向上の取組みを強調している。

各学校においては、今回の中教審答申を、これまでの取組みを見直し、一人ひとりの児童・生徒の可能性としての個性を開花させる取組みの一層の充実を図るための指針として、活用できる内容については積極的に生かしていただきたい。

(わかい・やいち = 上越教育大学教授)

●新刊案内●

読本シリーズ最新刊・10月20日出版・好評発売中!

教育開発研究所刊

教職研修総合特集 No.159 【編集】高階玲治 / A5判 220頁・定価 2310円

『2学期制の学校経営《導入と展開》』

研修誌・図書の小社への直接注文は、無料FAX 0120-462-488をご利用ください(24時間受付・即日発送)